法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

クローンベビーとデザイナーチャイルド：二一世紀国際社会における法・法政策・生命倫理の二つの課題

WADA, Mikihiko / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法学志林 / Review of law and political sciences
(巻 / Volume)
101
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
30
(発行年 / Year)
2003-11-21
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006489

Hosei University Repository

クローンベビーとデザイナーチャイルド

——二一世紀国際社会における法・法政策・生命倫理の二つの課題——

和　田　幹　彦

1　はじめに——クローンベビーとデザイナーチャイルド

世情は，二〇〇三年の年頭より，宗教団体ラエリアン・ムーブメント[(1)]や，イタリアの医師アンティノリによるクローンベビー誕生か……とかまびすしい。しかも，ラエリアンによると，第三のケースでは日本で「クローンボーイ第一号」が誕生し，「夫妻はいずれも四〇代の科学者。一年半前に事故死した男児のクローン赤ちゃんをつくるよう依頼してきた。生前に採取した男児の組織を凍結保存し，クローンに使った」という（鉄腕アトムが作られたエピソード[(2)]とそっくりである）。しかし重要なのは，どの子が真のクローン第一号か，ではない。「クローンベビー（ヒトクローン胚から子を出生させること）の問題は何か，国内外で必要な規制は何か」である。

本稿は，まず前半で，クローンベビーの規制，特に昨年来の国連での禁止条約をめぐる動きを紹介する[(3)]。結果からいえば，国際社会は「クローンベビーは望ましくない」と同意していたにもかかわらず，その出生を，早い時期に条約で禁止することには失敗した。国連のアドホック委員会[(4)]（後述）と総会第六委員会[(5)]は，二〇〇三年一一月六日，本稿を校了するまさにその日の第六委員会での（後述の）「延期」決定投票を，八〇か国対七九か国（米国を含む）で可決したにとどまり（一五か国が棄権），当初に予定していた二〇〇二～三年中にはクローンベビー禁止条約の基本方針を決めることができず，方針決定自体を多数決の投票に付すことは，今後二年間延期することとしたのである[(6)]。

この影響は，クローンベビー問題にとどまらない。これと並び，二一世紀社会

Hosei University Repository

への挑戦となるであろう問題に，「デザイナーチャイルド」がある。本稿ではこれを，「ヒト精子・卵子・受精卵の染色体上の遺伝子操作，いわゆるgermline engineeringを経て出生した子」に限定して論じよう。クローン禁止条約策定の失敗は，二一世紀へのインパクトがより大きい「デザイナーチャイルド」の国際規制の合意形成にも，暗雲をもたらしかねない。そこで，後半では，クローンベビーと対比しつつ，日本ではあまり論じられなかったデザイナーチャイルドの危険性や「魅力」，誕生への賛否を検討し，国内外での規制が必要であることを示した上で，我々が現時点でできることは何か，解決策を探ってみたい。

2　クローンベビー[7]

(1)　クローンベビーの是非

この点を深く論じること[8]は，本稿の目的ではない。

推進する側の言い分[9]は，とりあえずは〈患者・クライアントの切実な希望を実現して，彼らを幸せにすることの何が悪いのか〉というに尽きる，と要約しておこう。

筆者は，他の多くの論者同様，クローンベビーの誕生は，望ましくないと結論しておく。「子の最善の利益」に合致しないからである。何よりもまず，人を含むほ乳類のクローンが，通常は存在しない健康上の重大な問題をかかえている，という疑いが濃いことが，専門家により相次いで指摘されている[10]。次に，人の子は自分の親が誰か，知る権利がある。したがって，クローンベビーは，自分がクローンだと知る権利がある。となると，同じ遺伝子のセットを持つ人間の生存期間中の，疾病記録などの医療・健康上の情報を意識せざるを得ない。（万一，遺伝子と人間行動の関係[11]が，旧知以上に密接である，という研究成果が今後出てくれば，その意識の度合いは一層高まる。）さらに，該当者（遺伝子のセットの提供者）が幼年で死亡している場合に，その〈代わりに・埋め合わせに〉クローンベビーを希望することも，次に新たに生まれる子自身の最善の利益となろうわけもなく，正当な理由にはならない。以上，どのケースも，個人としての子の尊厳を侵しかねない事態である。（なお，クローンベビーやデザイナーチャイルド自

Hosei University Repository

身は，いうまでもなく，他の者と同じ人権を享受する，ごく普通の人・市民であり，自らが受けた遺伝子操作について何も倫理的責任は負わない。異形感がつきまとうクローン人間といった語ではなく，クローンベビー・デザイナーチャイルドという語を用いるのもそれゆえである。）

(2) クローンベビー・デザイナーチャイルドの国際規制

ヒトクローニングには，クローンベビー誕生を目的とするもの（reproductive human cloning），そして医療・治療の研究目的にヒトクローン胚を作るもの（therapeutic human cloning　これにはクローン細胞も含められることもある）とがあり，この二つは峻別して議論せねばならない。地球規模では，ヒトクローニングを法で規制する国はまだ少数だ。周知の通り，日本は，2001年6月施行の，通称「ヒトクローン技術等規制法」により，法文上クローンベビーを禁止し，さらに同法に基づき，同年一二月の指針で，わずかな例外を除き，暫定的にせよ，ヒトクローン胚研究をも事実上禁止している。他国でもすでに国内法でクローンベビーを「誕生せしめること」（便宜的に「誕生」とのみ記す）を禁止している（英・独・仏・北欧諸国・豪・スペイン・ブラジル・ペルー等，イスラエルは五年の時限付き禁止）。医療・治療目的のヒトクローン胚研究については，各国の規制はまちまちである（英国の例を後述）。

国内法に加えて，なぜ，クローンベビーの誕生を国際条約で禁止する必要があるのか？　これは実は，クローンベビーとデザイナーチャイルドに共通の課題である。双方とも，国内法で仮に禁ずるとしよう。それでも，（ラエリアンが日本人夫婦のために行ったと主張するように）禁止していない他国で，自国民により子の胚・受精卵が作られ，妊娠され胎児となり[12]，帰国後自国で出産されうる。あるいは，出産後，帰国に同行されうる。（なお，「胚」とは，通常の場合「受精卵」と考えてもよい。ただクローニングの場合は「受精」した「卵子」ではないので，胚という用語を使う。これが子宮内に着床して育つと「胎児」となる。）さて，国外犯を国内法で処罰するのは，法技術的にも国際関係上も難しい。また，こうした事実が秘匿されれば，とりしまる手だては無く，国内法だけによる禁止

Hosei University Repository

は実効的でない。究極的には，大多数の国家が参加する国際条約による禁止が必須となるわけである。なぜなら条約に不参加の某一国が，いわば「抜けがけ」としてこれらの遺伝子操作を許すなら，実効的な禁止は困難となるからだ。事実，イタリア人医師アンティノリ[13]や，米国ケンタッキー州の医師ザヴォスはまさに許容国でのクローンベビー誕生計画を公表している。UCLA メディカルスクール所属の生物学博士，グレゴリー・ストックも，著書でデザイナーチャイルドを推奨しつつ，禁止条約もこれを止められない，と予想している[14]。この共通の課題ゆえに，国連のクローンベビー禁止条約の成否は，デザイナーチャイルドをめぐる国際的な規制の可否をも占う重要な先例であったのだ。

(3)　クローンベビー禁止条約策定の合意形成の失敗

国連クローン人間禁止条約アドホック委員会（正式名　Ad Hoc Committee on an International Convention against the Reproductive Cloning of Human Beings　以下にアドホック委員会・本委員会と略）は，主として独仏の強いイニシャティヴを受けて，国連総会が，二〇〇一年一二月に開催を決定した[15]。その責務は，国際条約の要否・草案骨子等を総会の第六委員会に答申することである[16]。

本委員会は，予定通り，二〇〇二年二月[17]・九月に，それぞれ一週間開催[18]され，筆者は双方を傍聴する機会を得た[19]。クローンベビーのみを禁止する条約の締結をめざした独仏[20]は，当初は楽観的であった。ほとんどの国が，クローンベビー誕生を何らかの方法で禁止すべきことには同意していたからである。他方で，研究・治療目的のヒトクローン胚作成については，生命倫理観が異なる各国[21]内で，政策方針が異なることも事前にわかっていた。

①「クローンベビー誕生のみ禁止」派の主張　そこで，独仏が採った方針・主張は，〈クローンベビー誕生の禁止は，コンセンサスを得ており，かつ緊急の課題だから，禁止する条約案を提案する。研究・治療目的のヒトクローン胚作成は，将来的に有用か，倫理的に許容できるか，についてコンセンサスがないため，規制の是非の議論には時間の余裕がなく，見送るが，見送るのは承認あるいは黙認

Hosei University Repository

する趣旨ではないことを条約中に言及してもよい。〉というものであった。その背景にあるのは，〈クローンベビー第一号の誕生阻止が仮に無理でも，誕生を最少数にとどめるのが，国際社会の責務であり，そのためには早期の禁止条約の締結が必須〉という，強い倫理観であり，彼らは公式の場でもこれを主張していた。これは，現実的で賢明な戦略である。独仏に賛同したのは，日本・北欧・（カトリックの一部を除く）西欧諸国・ブラジル・中国・韓国などである。

②「クローン胚作成・ベビー誕生」一括禁止派の主張　しかしこれに対し，予想以上に強硬に反対してきたのが，ブッシュ政権が生命倫理問題についてはかなり保守的な政策[22]を採る米国[23]と，ヴァチカン[24]・イタリア・スペイン・コスタリカなどの一部の「カトリック国」である。彼らの公式の主張は，〈クローンベビーの誕生のみを禁止する条約は，いかなるレトリックを用いても，ヒトクローン胚研究を承認するに等しい。両者を一括して禁止する条約案にしか賛成できない。ヒトクローン胚の作成は，「生命」である胚の破壊を認め，かつクローンベビー誕生への利用の誘因となりかねないからだ。〉というものである。しかし，その背景には，口にしない本音として，〈研究・治療目的のヒトクローン胚研究まで，条約で一括禁止できるとは，実は期待していない。我々は，自国内の倫理観・政治状況に鑑み，自国内・国内法での一括禁止や規制を優先する。国内の規制にはクローンベビー禁止条約は緊急に必要ではない。条約が締結に至らず，その間にクローンベビーが世界のどこかで生まれてもやむなし。〉という現実論があったと考えられる。

国際条約は，調印後，国内法を条約の内容に適合させ，批准されてようやく発効する。米国を含む一括禁止派は，国内法でも一括禁止方針であり，これさえ実現すれば，国際条約などなくても，国内政治の目的は達せられる。逆に，誕生のみを禁止する条約は，政治的効果上，ヒトクローン胚研究を承認するに等しく，国内政治に悪影響をおよぼすから，認めがたいわけである（特に米国ブッシュ政権）。

③両派の対立と総会第六委員会の膠着状態　「誕生のみ禁止」派の独仏に加え，オランダ等が必死に練りあげた妥協案[25]にも，一括禁止派は同意せず，九月末，本

Hosei University Repository

委員会は暗礁に乗り上げた。自国の法は一括禁止であるのに，条約実現のためにこそ「誕生のみ禁止」案を出し，尽力したドイツ政府国連代表部のムッホ氏も，落胆の色を隠せない。その日，独仏を支持する一主要国の代表は，苦々しげに筆者に語った。〈米国内で一括禁止を主張するのは結構だが，他国はそうはいかない。治療目的のヒトクローン胚研究を，英国等は厳しい規制の下で認めているし，中国やシンガポールもおそらく推進するだろう。なのに一括禁止せよというのは，米国・一部カトリック国の勝手あるいは傲慢というものだ。〉

アドホック委員会は，二〇〇二年一〇月，総会第六委員会に答申はしたものの，この対立構図はそのまま第六委員会に持ち込まれた。この時点で，米国・カトリック陣営の案に明示的に賛同する国の数は三七[26]，独仏陣営案の二二[27]を超えていた[28]。結局，アドホック委員会の再開は[29]，独仏派が望んだ二〇〇三年二月ではなく，九月まで延期となり，第六委員会での決定が，そのまま国連総会での決定[30]として受け容れられ，丸一年棚上げとなってしまった[31]。条約策定はこれできわめて困難になった。

(4)　合意形成失敗の背景としての米国国内政治状況

失敗の背景には，以上に加えて，一括禁止派の中核となった米国国内の政治状況がある。共和党ブッシュ政権にとって無視できない支持基盤の一つが，保守層の中の「生命保護」派であり[32]，同派のNGO[33]は，アドホック委員会でも二月以上に九月には数多く，ロビイングを行っていた。一一月上旬，国連総会第六委員会と同時期の中間選挙では，共和党が上下院とも過半数を握り，近年まれな優勢を得た。勢いづいたブッシュ政権は，国内法でも，ヒトクローン胚研究を含めたすべてのヒトクローニングを禁止するかのような動きを加速させている。そうなれば，クローン胚研究とその成果の産業化を望んでいた研究者，バイオ・医療関係企業にも大打撃となる。政府もそこまではするまい，という予想が飛び交う中，政権[34]を牽制するためなのか，スタンフォード大学が現政権下ではいわばグレイゾーンとされる「ヒトクローン細胞（胚ではないと説明）」研究に踏み切った，というニュースも流れた[35]。

Hosei University Repository

こうした背景があるとはいえ，国連で譲歩を見せない米国政府には，冷戦終結以後の，〈米国の利益に反する国際条約などは不要，世界情勢を考慮する必要もない〉という独善的姿勢が見え隠れする……といえば，言い過ぎであろうか。

(5) 合意形成失敗の影響と，今後の国連での条約策定の見通し

前年のアドホック委員会が開かれてから，約一年。二〇〇三年九月二九日，まさに同委員会が，一週間にわたり開催された（注4，5，29，36参照）。しかし，合意に至る目だった動きはなく，わずかに，コスタリカが条約案を提示し，自国とそれに近い米国・カトリック陣営の国の見解をまとめていたのみである。漏れ聞く所やメディアに拠れば，独仏は戦略的に，目標たるクローンベビーの禁止達成のためにやや立場を変えたものの，米国陣営に合する様子はむろんなく，また日本・中国・オランダほかの二〇〇二年の独仏陣営への賛成派は立場を変えていない。（日本政府も，文部科学省　生命倫理・安全対策室の安藤慶明室長を含む代表団が出席した。）米国・カトリック陣営には大きく立場を変える様子は見えないが，[36] より多くの賛同国を得，コンセンサスを得られないことを承知で自陣営の決議案（注4参照）の投票を促した。これはクローンベビー禁止には実効的でない（注28参照）。国連での焦点は，イラク復興問題にあるかに見える。

それと表裏一体の動きであったのかは知るところでないが，本稿冒頭に紹介した，二〇〇三年一一月六日の，〈意見が割れ，コンセンサスのないまま，この条約に関する基本方針を定める決議を多数決の投票に付することは，二年間は行わない〉という趣旨の案こそを投票に付す，という動議を，五七か国が属するイスラム諸国（“Organization of the Islamic Conference”）を代表して，イランが出してきたのである。これらのイスラム諸国に，部分禁止派の多くも加わった国が賛成票八〇を投じ，全面禁止派が大半を占める反対票七九を一票差で上回った。ニューヨークタイムズは「米国の敗北」と報じている（注5末尾のNew York Times記事を参照）。

こうして，国際社会は「クローンベビー誕生断固阻止」という強い姿勢を示す絶好の機会を逃してしまった。その影響はどうであろうか。二〇〇二年一一月末

Hosei University Repository

時点では，これよかれ，と医師アンティノリとラエリアンが，功名（売名？）ねらいか，クローンベビー誕生計画をいっそう声高に喧伝し始めた。その後のラエリアン等の動きも前述のとおりである。そして，この二〇〇三年の国連での情勢に鑑れば，次項にみるように，デザイナーチャイルドの規制に必要となろう条約締結への道にも，暗雲が立ち込めたといわざるをえない。

さらに一般論として，同意できる局面ですら条約に至らないならば，二一世紀の科学技術の問題に対して，法律，ことに国際法の面で人類が知恵をつきあわせてコンセンサスを得ることができるのか……。不安は払拭されない。

一括禁止派は，こうした影響や不安，そして批判に責任をもって応えられるのだろうか。

もちろん，数十人のクローンベビーが生まれたからといって，世界の政治や平和に特段の影響がでるわけでもない。しかし，そうした既成事実の前に，世界の市民がクローンベビーもOK，と思い始めたとしよう。もし単純な連想により，ならばデザイナーチャイルドもOK，となると，ことは深刻なのだ。

二〇〇一年には，ミトコンドリアDNAを（偶発的ながら）操作された子がすでに30人生まれていた[37]，とのニュースが市民の耳に入っている。これはまだ，本稿冒頭に定義した「染色体の遺伝子を操作したデザイナーチャイルド」ではない。しかしヒト遺伝子操作への抵抗感を徐々に薄めていきかねない[38]——熟慮なきままに。

3　デザイナーチャイルド——新たな挑戦？

(1)　デザイナーチャイルドの目的と，批判の強弱

デザイナーチャイルド[39]には，二とおりの目的があるといわれる。（以下「デザイナーチャイルド」とは，そのための遺伝子操作，またはそれを許容すること，を指すことがある。）

(a)「治療目的」のデザイナーチャイルド　これは，「病気にかかりにくいこと」を目的とした遺伝子操作である（therapeutic germline engineering——治療目的と仮に呼ぶ）。

Hosei University Repository

(b)「身体改善・能力向上」のデザイナーチャイルド　こちらは，「身体改善・能力向上」(enhancement) つまり，より好ましい特徴や能力の具備を目的とした遺伝子操作である。身長の操作，目・髪の色の特定，はては運動・数学・音楽などの高い能力を目指した操作が例となる。[40]

デザイナーチャイルドに対する批判は，相対的に (a) よりも (b) に対する方が強い。[41] しかし，(a) (b) の間には，(そして病気と健常の間には常に) グレイゾーンが存在する。[42] 病気と健常，治療と身体改善を分ける境は，例えば身長では何センチ，体重では何キロとは明確に定まらない。[43] それゆえに，(a) (b) を区別せず禁止すべき，と論ずる者もいる。そうした賛否両論は，後の (3) に紹介する。

(2)　技術的問題・実現可能性・議論の目的

デザイナーチャイルドのための遺伝子の操作，まだ技術的に可能ではない。今後，可能となったとして，(a) の治療目的の操作は，病気に関与する遺伝子はかなり特定されているからできるであろう。しかし，(b) は，〈身体形成・能力発現[44]に，遺伝子と環境が相互に影響しつつ貢献する過程は，解明されるか〉という大議論を一旦措き，身体改善・能力向上に深く関与する遺伝子があると仮定[45]しても，発見は進んでおらず，操作しようもない。[46] しかし，デザイナーチャイルド推奨論者とみられている，プリンストン大学教授の分子生物学者リー・シルヴァー[47]や，前述のストック博士[48]は，近々，操作の技術的問題は解決するとみている。また，ある程度の遺伝子とその機能も，否応なしに発見されていくだろう。

但し，「いつ」可能となるかは本稿では問題としない。羊のドリー出現に虚を突かれ，国際的規制を施策できないままクローンベビーも生まれるか，という状況は，デザイナーチャイルドについては避けるべきなのだ。「技術的問題が克服された暁には，何が問題になるのか，今から時間をかけて十二分に議論し，対策を練ること」こそが目的である。

Hosei University Repository

(3)　デザイナーチャイルドへの賛否——危険性と「魅力」

昨年の国連アドホック委員会では，初回の二月に専門家としての報告をした米国の著名な生命倫理学者，アーサー・カプラン教授[49]が，メディアに対して，クローンベビーよりも，デザイナーチャイルドを望む人の方が多いであろうから，「こちらこそはるかに重要な問題だ[50]」と指摘した。さらに二月・九月とも，前述とは別の米国系の二NGO[51]が強力な専門家陣を送り込み，クローンベビーに加え，デザイナーチャイルドの規制の必要性を各国政府代表にアピールしている。なぜか？　それは，デザイナーチャイルド問題が，二一世紀の我々の国内・国際社会への新たな挑戦だからだ。遺伝子を操作して生まれる子——それが放つ「魅力」と，同時にはらむ問題の重要性は看過できないのだ。これらを如実に描き出すのが，以下の賛否両論である。

デザイナーチャイルドの是非について，米国では，医学者・分子生物学者・法学者・生命倫理学者・宗教学者を交えて，丁々発止の議論が為されている[52]。もはやSFではなく，現実問題と意識されているからだ。次に，既存の議論の主要例に，筆者による論点も交え，やや単純なものから，より精密な議論へと順に整理しておく。

①遺伝子操作自体への反対・違和感？　全面的反対論の一例は，キリスト教保守派に代表され，〈生命活動を人為的・恣意的に操作してはならない〉という[53]。これに類する反対論には，直感的にせよ，③の優生学への反感に由来するにせよ，遺伝子操作自体への違和感に基づくものがある。その根底には，人類が自らの「進化」を操作し，種を「改良」するのは傲慢だという心情があろう[54]。(但し⑥参照)

②健康上の危険性？　クローンベビー同様[55]，デザイナーチャイルドでも，子の健康上の危険性がある[56]から禁止すべきという反対論が当然ある。操作技術も完璧でなく，遺伝子や細胞の機能が全面的に解明されてはいない[57]以上，特定遺伝子を操作したはずでも，副次的悪影響[58]がない保証はないからだ。しかしこれは，今後技術が完備し，解明が進み，懸念が払拭されたら許容せよ，という賛成論を誘発する。

Hosei University Repository

③優生学・優生政策の再来？　子の最善の利益？　一反対論は，〈デザイナーチャイルドとは，優生学[59]の復活[60]だ。遺伝子操作の許容自体が，遺伝子上の「問題[61]」を持つとされしまう人々への差別を惹起し，優生政策を再生させる。〉という。これに対する賛成論は，〈国家的・強制的優生政策と異なり，個人・親の自由な決定に基づいた，子の最善の利益にもなる選択は許されるし，デザイナーチャイルドはその好例だから，クローンベビーと異なり，子の尊厳を侵すこともない。〉と，その「魅力」を強調する。前述シルヴァーもこうした論者であり，一九九九年に筆者が会ったときの学会発表でも，〈私は喘息持ちだが，自分の子に遺伝させないようにしたとして何が問題だろうか？〉と訴えた[62]。

こうした魅力ゆえに，デザイナーチャイルドを望む人は多いと予想される。さらに，もし賛成論が〈遺伝子操作をしないという自由な決定や，できないという環境をも尊重すべきで，生まれた子は皆，同じ人権を享受する，と市民を教育するプログラムを充実させれば，優生政策の再来を阻止できる。〉と企図するなら，傾聴せざるをえまい。（出生前診断と中絶の是非論との類似性に注目されたい。）

④両目的への反対論，治療目的への賛成論，全面賛成論　全面反対論は，〈(a) 治療，(b) 改善・向上の目的の区別は用語の操作に過ぎず無意味である。双方とも（ヒトクローン胚研究と異なり）遺伝子操作をした人間の誕生であり，これは①～⑥にみるとおり，禁止すべき〉と主張する。

対する部分的賛成論は，(a) を，医療・治療目的のヒトクローン胚研究と同様に，許容する。（その意味で，(a) はクローンベビーと比して禁止・規制する理由に圧倒的に乏しいことになる。）しかし (b) は，親の恣意的な価値判断に基づいた改善・向上は，自らの期待を充足させたい親自身の利益実現の手段にすぎず，子の負担となっても最善の利益にはならないから，（クローンベビーと同様に）禁止すべきとする。さらに (a) (b) 間を慎重に線引きし，グレイゾーン近辺では，個別具体的な規制により (a) の一部も禁止すべき，と留保す慎重論もある。

しかし，全面賛成論は，〈親の期待に，子が応えた結果が本人の最善の利益となった例は現状でも多々あり，親の期待と子の利益の間の線引きこそ不可能なの

Hosei University Repository

であって，(a)（b）とも許されるべき〉と主張しうるであろう。

⑤所得格差が「遺伝子格差」を生む？　反対論は，〈費用が高い遺伝子操作は，高所得者にしかできず，所得格差が遺伝子格差を生むのは不公正だ。[63]〉とするが，賛成論は，〈所得格差によりすでに生じている教育や医療の差同様，遺伝子の差も許容されうる。[64]〉と指摘する（シルヴァーも同説）。

⑥人類の遺伝子プール[65]を損なう？　反対論は，〈現在の不十分な知識に基づく遺伝子操作は，人類生存に必要となろう多様な遺伝子のプールを損ないかねない[66]〉といい，鎌状赤血球症の遺伝子保有者が，実はマラリアを発病しにくい[67]ことも，長いこと気づかれなかった例を挙げる[68]。対する賛成論は，皮肉にも⑤を逆手にとり，〈費用が高いデザイナーチャイルドは，先進国内での人口比は高まっても，全世界人口中では一%にも至るまいから，残り九九%の人口に多様な遺伝子はプールされ，問題ない〉というのだ[69]。

しかし，①～⑥中の反対論にかかわらず，ある個人がデザイナーチャイルドを強く望むなら，②の危険性と技術的問題さえクリアされれば実現してしまう，というところにこそ真の問題がある。クローンチャイルドは，技術的にはデザイナーチャイルドより容易とはいえ，倫理上は大いに問題をはらむと考えられていた。それでも，一定のクローン技術を持つかといわれる医師アンティノリ・ザヴォスが実施を公言した。となれば，デザイナーチャイルドもストック，シルヴァーのような強力な推奨論者がいる以上，技術的問題が解決すれば，実施に協力する医師・技術者が出現してもおかしくない。法的規制が必要となるゆえんである。

(4)　国内・国際の法的規制の必要性と，合意形成の困難さ

遺伝子操作の技術が完成した後でも，未知の危険性が予想される（3（2）・(3)②）ならば，国内外で規制の必要性がある[70][71]。同時に，これだけ賛否があれば，規制内容について国内外での合意形成がいかに困難か，予想される。地球規模でコンセンサスがあったクローンベビーの阻止ですら，条約策定という局面では，大多数の主要国家が参加する国際条約への合意が困難とみられる中，筆者はデザイナーチャイルドの国際規制についてもやや悲観的である。仮に国際条約が締結さ

Hosei University Repository

れても，「抜けがけ」がありえる（2（2））。となると，禁止条約の存在しないクローンベビー同様，多くの国で，市民も参加した議論を踏まえて，まずは国内法による規制に期待をかけるしかない。その後でもよいから，大多数国が参加する国際条約で，デザイナーチャイルドを（禁止，あるいは）適切に規制することをもあきらめまい。

(5) 各国国内法による対応例と，日本がとりうる措置

デザイナーチャイルドを生む遺伝子操作は，独・豪・スイス（憲法に規定）・イスラエル（五年の時限付き禁止）など少数の国では国内法ですでに禁じられている。[72] 他方で，日本にはまだ法的規制はない（米国も同様）ものの，いわゆるヒトクローン技術等規制法の附則第二条は，「政府は［…］施行後三年以内に，ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱い［…］に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ［…］必要な措置を講ずる」としている。これには，今後ますます切迫した現実となる，デザイナーチャイルドの問題も含みうる。同附則を根拠として，総合科学技術会議と政府は，デザイナーチャイルド問題を十分な時間をかけて検討し，「施行後三年」の二〇〇四年までに，必要な規制措置を講ずることができるし，我々市民にはそれをサポートする使命があるといえないだろうか。

4 おわりに——二一世紀の科学技術の発展と生命倫理問題

クローンベビー・デザイナーチャイルドに限らず，新たな科学技術の発展に，社会や法制度の整備が追いつかないという現状こそが，危急の問題である。これに対応するには，問題の解決に特化した体制が，行政・研究機関を問わず，分野横断的・学際的に採られること，そこでは新たな問題を常に探求し，早く発見し，徹底的に議論し，解決策のストックをもっておくことが最も効果的であろう。

また，新たな生命工学技術がもたらす事象の根底には，生命倫理問題が潜むことが多い。こうした課題に取り組む際，多様化した価値観の混交する二一世紀の国内・国際社会にあっては，関係者全員が満足・納得・承伏する「一つの正しい

Hosei University Repository

答や対応策」はありえないケースが多いのではなかろうか。国連でも，ヒトクローン胚の研究の是非では意見が分かれた。デザイナーチャイルドの是非も，「唯一の正答」はみえない。

であれば，課題の本質は，各国が自国・国際社会という両レベルで，いかなる社会を希求するのかを，より適切な選択肢の中から選び，決断することにある。つまり我々の課題は，唯一の正しい選択をすることではなく，「熟考後，決断し，実行する。そして最後には一市民として，また自国・国際社会総体として，結果については責任を取るし，取る意識を強く持つ」というプロセスなのだ。決断から逃避してはならない。「唯一の正答」にこだわり，時間をかけすぎ，決断の時機を逸し，望まれない結果を招くのは本末転倒である。真実が一つでないということは，真実の価値を少しも損ないはしないからだ。むろん，このプロセスを理想的に遂行するのは，政治的意図の渦巻く現実では，きわめて難しい。しかし，理想に希望をかけるのか，手をこまねくうちに出生するであろうクローンベビー・デザイナーチャイルドとともに生きる二一世紀を選択するのか――すべては我々一人一人の市民と，我々が構成する国内・国際社会の決断にかかっている。

二〇〇三年一月末，メディアによれば，ラエリアンの関連団体「クローンエイド」の自称クローンベビーに関して，科学的証拠は示されず，信憑性は強く疑われたまま，放置された観を呈している。かたや，医師アンティノリは〈こちらこそがクローンベビー第一号〉といった類の名乗りすらしかねない言行を見せる。しかし，それはことの本質ではない。問題を発見し，議論し，解決策を思案する――それが，法律という「職」を持つ私の仕事であり，市民一人一人の大切な責務でもあるのだ。

クローンベビーとデザイナーチャイルド。それは二一世紀の国際社会が受けとめねばならない挑戦的課題である。我々はどう応えるのか――未来の世代の目が見つめている。

(1)　ラエリアン・ムーブメントの，一九九〇年代のクローンベビー誕生計画については，LORI B. ANDREWS, THE CLONE AGE 237-245, 259-260 (1999) 参照。

(2)　手塚治虫は『鉄腕アトム　第一集（KCスペシャル―305）』（講談社，一九八七年刊版）中に，二〇〇三年のある事件として，科学省長官である天満博士が事故で亡くした男児をロボットとして

Hosei University Repository

復活させることをもくろみ（一三一二二頁；母は登場しない），さらにもくろみが失敗して，そのロボット，後日のアトムが売りに出される（二三一二五頁），というストーリーを描く。（当初の所載は，『朝日ソノラマ』所載「鉄腕アトム」第一巻，一九七五年六月二〇日刊。）

(3) 今次『世界』掲載の拙稿（以下，「拙論」と略）末尾にも掲載した，『ジュリスト』掲載拙稿参照。なお，同ジュリスト掲載拙稿の六一頁，左側上から12行目に，以下の誤りがある：誤「注14」→正「注13」。

(4) 本委員会の国連の公式サイト http://www.un.org/law/cloning/の頁から，主要な情報の入手，および主要公式文書のダウンロードが可能である。以下，本稿は二〇〇三年九月二〇日時点までにアップデートされたこの頁にも依拠している。なお，二〇〇三年九月二九日から一〇月三日まで，アドホック委員会は予定通り再開催された。脱稿後，同上のサイトで，公式 Report A/C. 6/58/L. 9，米国に同調するコスタリカによる条約案，基本的に二〇〇二年の米国陣営の枠組のままとおぼしき米国ほか計四五か国による draft resolution A/C. 6/58L. 2，独仏が抜けたことが注目されるが新たに英国が加入した，日本・オランダ・中国・ブラジル・スウェーデン・スイスほか計一四か国のみによる（対抗する）draft resolution A/C. 6/58/L. 8 などに接した。独仏が抜けたのは，独仏とも基本的方針は二〇〇二年と不変だが単に戦略的目的か，独仏国内政治，国際情勢の変化によるのかは，以下の文献なども参照されたい。この間の，二〇〇三年の同委員会における諸国政府代表の発言（例示；順不同）については，以下を参照（日本については校了日までに入手することができなかった）

●独仏共同発言：http://www.germany-info.org/UN/law/nonpaper290903.html.
（本文2 (3) ③にも名を挙げた，国連在ニューヨークドイツ政府代表部所属のクリスティアン・ムッホ氏による声明は：http://www.germany-info.org/UN/archive/speeches/2003/sp_09_29_03.html）

●英国：http://www.ukun.org/xq/asp/SarticleType.17/Article_ID.701/qx/articles_show.htm

●インドネシア：http://www.indonesiamission-ny.org/NewStatements/6c093003.htm
なお，後注 (26) (27) そして (36) (71) も参照。

(5) 第六委員会での，該当条約（*International Convention Against the Reproductive Cloning of Human Beings*）についての議論やその公式記録は，以下を参照：http://www.un.org/law/cod/sixth/57/docs.htm#162. なお，二〇〇三年一〇月二〇・二一日に，第六委員会が前注 (4) 末尾のアドホック委員会を踏まえて会議を行われ，その結果，一一月六日の投票に至ったわけである。その記録は前注のサイト，及び第六委員会の二〇〇三年の新たなサイト：http://www.un.org/law/cod/sixth/58/current.htm#158 ともにまだ見あたらない。この間の，二〇〇三年の第六委員会における諸国政府代表の発言（例示；順不同）については，以下を参照：

●オーストラリア：http://www.australiaun.org/Statements/UNGA_58/031021_cloningconvention.htm

●中国：http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjb/zzjg/tyfls/tyfl/2626/2627/t25966.htm.

●インドネシア：http://www.indonesiamission-ny.org/NewStatements/6c102103.htm

●ヴァチカン：http://www.vatican.va/roman_curia/secretariat_state/2003/documents/rc_seg-st_20031021_migliore-cloning_en.html.

●米国ブッシュ政権の企図や，途中経過については，まず：http://www.un.int/usa/03print_187.

Hosei University Repository

htm. (Statement by Carolyn Wilson, 米国政府代表団) を，さらに "A Fight at the U. N. Over Cloning" (Editorial つまり社説，著者名は校了日には見つけることができなかった) New York Times, November 5, 2003: http://www.nytimes.com/2003/11/05/opinion/05WED2.html を，一一月六日の投票に至った経緯と結果，米国の動きに対する評価については，Kirk Semple, "U. N. Panel Puts Off Vote on Measures to Restrict Cloning," New York Times, November 6, 2003: http://www.nytimes.com/2003/11/06/international/07NATION.html を，さしあたり参照。まったく同題，同著者による記事が校了時点で何通りが存在するが，その中でも：http://www.nytimes.com/2003/11/06/international/06CND-NATION.html は「大方（おおかた）は，これは米国の敗北とみている」と報じている。(校了日，二〇〇三年一一月六日記)。

(6)　もっとも，一九八九年までは多々みられた「東西対立」はもはやないこと，NGOの役割も国連の会議ごとに異なること（本委員会での役割は小さく，一般的に人権関連会議でのNGOの役割は今でも大きい）等の対照的例として，以下の拙稿を参照されたい。国連人権小委員会一九八四年の活動・ジュリスト・八二五号（一九八四年一一月一五日），国連人権小委員会と日本の関わり・ジュリスト・八二六号（一九八四年一二月一日），国連人権委員会だより――ジュネーヴからの報告・判例タイムズ・五五三号（一九八五年六月一五日），「政治対立の中の国連と人権・判例タイムズ・五七二号（一九八六年一月三〇日）。

(7)　これは，後注（39）にも述べるとおり，「デザイナーチャイルド」と対比させるための便宜的呼称として本稿に限定して使用する呼称である。正確にはベビー即ち乳幼児から育った成人まで，ヒトクローン胚が子宮に着床し，胎児となって出生したすべての人を指す。なお，この項全般について，国連のアドホック委員会（後述）の日本代表を二度にわたって務めた，菱山豊の新著『生命倫理ハンドブック：生命科学の倫理的，法的，社会的問題』築地書館，二〇〇三年（七月一五日刊），の「第9章　クローン技術」七一一九五頁が，国内外の立法の動き，クローンベビー誕生のニュースその他をコンパクトにまとめており，参考になる。特に，国連における条約の検討につき，九〇一九五頁。

(8)　さしあたり，英文では以下の諸論考を参照：ANDREWS, *supra* note 1, at 248-257; Richard Dawkins, *What's Wrong With Cloning?, in* CLONES AND CLONES: FACTS AND FANTASIES ABOUT HUMAN CLONING 54-66 (Martha Nussbaum & Cass Sunstein, eds., 1998); THE GENETIC REVOLUTION AND HUMAN RIGHTS (Justine Burley ed., 1999) (discussing cloning humans at 1-18, 61-100; discussing Dolly the cloned sheep and the age of biological control; then at 19-28); THE HUMAN CLONING DEBATE (Glenn McGee ed., 2002); LEON R. KASS & JAMES Q. WILSON, THE ETHICS OF HUMAN CLONING (1998); GINA MARANTO, QUEST FOR PERFECTION: THE DRIVE TO BREED BETTER HUMAN BEINGS 209 (iUniverse. com 2000); GLENN MCGEE, THE PERFECT BABY: PARENTHOOD IN THE NEW WORLD OF CLONING AND GENETICS 141-51 (2000) LEE M. SILVER, REMAKING EDEN: HOW GENETIC ENGINEERING AND CLONING WILL TRANSFORM THE AMERICAN FAMILY 107-152 (1998) [邦訳書はリー・シルヴァー／東江一紀ほか訳『複製されるヒト』(翔泳社，一九九八年)]；Wilmut et al., *Viable Offspring Derived from Fetal and Adult Mammalian Cells*, in CLONES AND CLONES: FACTS AND FANTASIES ABOUT HUMAN CLONING 21-27.

(9)　以下の本文に要約したよりも，はるかに緻密な議論を展開し，例外的なケースでのみ，クローンベビーは許容しうる，と論じる注目すべき論考が，John A. Robertson, *Two Models of Human*

Hosei University Repository

Cloning, 27 HOFSTRA L. REV. 609 (1999).

(10) クローン羊ドリーが健康上の問題で安楽死させられたことは記憶に新しいが，二〇〇二年の早い時期の，クローン羊ドリーを出生させたウィルムット博士（Dr. Ian Wilmut）によるクローン人間の技術的リスクの指摘の発表は：Jonathan Leake (Science Editor), "Gene defects emerge in all animal clones," The Sunday Times (UK), April 28, 2002. これに基づいた日本語での報道は，「〈クローン〉遺伝子に何らかの異常　羊ドリー生みの親が警告」毎日新聞，二〇〇二年四月二八日，
http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20020429-00000015-mai-int.

(11) この関係は，クローンベビーのみならず，デザイナーチャイルドでも重要であることは言うまでもない。とりあえず，後注44の文献を参照。

(12) 本文後述のザヴォス医師の，まさにこうしたクローンベビー出生計画につき，以下の記事参照：Sheryl G. Stolberg, "House Republicans Press Senate on Cloning," N. Y. TIMES, May 16, 2002, at A21. (以下の website でも見ることが出来る：
http://www.nytimes.com/2002/05/16/politics/16CLON.html?pagewanted=print&position=top)

(13) 二〇〇二年五月段階の，アンティノリ（Dr. Severino Antinori）による，すでに三人の女性がクローンベビーを妊娠している〉という趣旨の発表が，AP電による "3 women bear clones, doctor says," May 9, 2002:
http://www.miami.com/mld/miami/news/world/3226019.htm.

(14) GREGORY STOCK, REDESIGNING HUMANS: OUR INEVITABLE GENETIC FUTURE (2002) at 163–164, 167. 二〇〇二年二月のアドホック委員会での米国政府代表団のメンバーであった Dr. Nigel Cameron の「一括禁止」論は，同前書の at 163 に引用されている。

(15) General Assembly Resolution A/RES/56/93, 12 December 2002. (注4参照)

(16) General Assembly Resolution A/RES/56/93, 12 December 2002. (注4参照) 特に para. 3 参照。注4のサイトの第二パラグラフに，総会決議による本委員会の所轄事項（*mandate*）が簡単に要約してある。

(17) 日本での二月の会議のすぐれた報道記事の例として，青野由利・ニュース展望　クローン人間禁止条約　焦点は「ヒト胚」作成の扱い・毎日新聞二〇〇二年三月三〇日付。

(18) 二月の会議の初日，二月二五日には，以下五名の専門家のプレゼンテーションがあった。本文後半で言及する Arthur Caplan 教授（米国，著名な哲学・生命倫理学者），加えて Leonardo D. De Castro 教授（フィリピン，哲学・生命倫理学者），Cesar Nombela 教授（スペイン，分子生物学者），Carmel Shalev 博士（イスラエル，法学者，唯一の女性），Fernando Zegers-Hochschild 博士（チリ，生殖医学）である。詳しくは，注4の頁の最終パラグラフおよび，そこよりたどれる "Biographies of the experts"（各エキスパートの略歴）と，"Presentation schedule" 参照。この二文書は国連公式文書にはなっていないが，当日会場で配布されている。

(19) 以下，本委員会の議事やロビイングについては，議場で入手した資料に依拠する場合や，委員会セッションの合間のロビー，NGOのプレゼンテーション，Tomka スロヴァキア大使・議長主催の大使公邸でのレセプション等の非公式な場で筆者が直接聞き知ったことに依拠した場合，双方がある。なるべく，典拠を述べるようにはしてあるが，不十分であることを恐れる。今後の補足・更新がありえる。本稿末尾の "2003clone.htm" で終わるウェブサイトを参照。

Hosei University Repository

(20)　この時期の独仏の動きを紹介した記事として以下を参照：Steven Erlanger, *France and Germany Jointly Seek a Ban on Cloning Humans*, N. Y. TIMES, Aug. 22, 2001, at A4; Paul Webster & John Hooper, *France and Germany Seek UN Ban on Human Cloning*, THE GUARDIAN (LONDON), Aug. 10, 2001, Foreign Pages at 10.

(21)　各国の代表団の二〇〇二年二月の委員会でのメンバーは，前注4の website の "List of participants" をクリックしてたどれる A/AC.263/2002/INF/2 を参照。

(22)　ブッシュ政権の生命倫理問題への取り組みは，二〇〇一年九月一一日以前からの ES 細胞の扱い，同年一一月のマサチューセッツ州内の企業によるヒトクローン胚の作成と廃棄への対応，等の事例を検討することが必要だが，ここではとりあえず，ヒト・クローニングについての簡単な経緯の例示として，以下の二つの記事を挙げておく：Sheryl G. Stolberg, "Bush Makes Fervent Bid to Get Senate To Ban Cloning Research," April 11, 2002, New York Times at A 27; クローンベビーにつき，
同 Sheryl G. Stolberg, "House Republicans Press Senate on Cloning," New York Times, May 16, 2002 (http://www.nytimes.com/2002/05/16/politics/16CLON.html?pagewanted=print&position=top). その後のヒト・クローニングをめぐる法案や対抗法案は，与野党間に複数存在する上，その内容はやや複雑であり，安易に単純化はできないが，本稿の目的と紙幅の制約上，詳論しない。

(23)　二〇〇二年二月の米国代表団の主要メンバーについては以下の通り，および関連 website を参照：Prof. Micheline M. Mathews-Roth of Harvard University
(略歴その他は http://www.channing.harvard.edu/roth.htm), Dr. Nigel Cameron (出身はそもそも英国である；略歴その他は http://www.cbhd.org/aboutcbhd/fellows/nigel_cameron.htm.) Roth 教授は，adult stem cell 研究が非常に有望であり，クローン胚を利用した研究は必ずしも必須ではない，と言うことを二月の委員会で強調した。Dr. Nigel Cameron の「一括禁止」論は，STOCK, supra note 14, at 163 に引用されている。

(24)　ヴァチカンの代表団の一人 Joseph M. Mauceri, M. D. の著書，ETHICS AND HUMAN LIFE (2001) も参照。同氏は，本文で後述の，NGO (GLP, CGS) の二〇〇二年二月の会合でも，「受精卵には一人の人間について必要な遺伝的情報はすべて含まれている。これを破棄することは問題だ。」と強く発言していた。

(25)　二〇〇二年二月の会議の段階でも，〈条約はクローニング［全体］への対応の枠組みを設定し，誕生は禁止，他方で他のクローニングは一時的停止 (moratorium)，という方策も可能だ〉という妥協案（注4の報告書，para. 28 後半）も出ていた。拙稿「国連クローン人間禁止条約委員会での対立と条約成否の展望——委員会を通して見た生命倫理問題の広がりと21世紀の課題」『ジュリスト』一二二五号（二〇〇二年六月一五日号）掲載の拙稿の，六一頁参照。

(26)　以下の標題の決議案を参照："International convention against human cloning,"［次注の決議案との標題の差異に注目］in A/C.6/57/L.3/Rev. 1 and Corr. 1, included in A/57/569, downloadable at the 1st site in *supra* note 5. これら三七カ国は，まず，提案国として，スペイン・米国・フィリピン，続いて賛同国としてアルファベット順に以下の通り：Antigua and Barbuda, Argentina, Costa Rica, Dominica, the Dominican Republic, El Salvador, Eritrea, Ethiopia, Fiji, Georgia, Grenada, Honduras, Italy, Kazakhstan, Kenya, Kyrgyzstan, Lesotho, the Marshall Is-

Hosei University Repository

lands, Micronesia (Federated States of), Nicaragua, Nigeria, Panama, Paraguay, Saint Kitts and Nevis, Saint Lucia, Saint Vincent and the Grenadines, Suriname, Tajikistan, Timor-Leste, Tonga, Turkmenistan, Tuvalu, Uzbekistan and Vanuatu.

(27) 以下の標題の決議案を参照："International convention against the reproductive cloning of human beings," in A/C.6/57/L.8 and Corr. 1, included in A/57/569, downloadable at the 1st site in *supra* note 5. これら二二カ国は，アルファベット順に以下の通り：Belarus, Belgium, Brazil, Canada, China, Cuba, the Czech Republic, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Iceland, Japan, Latvia, Liechtenstein, Lithuania, Luxembourg, Norway, Slovenia and Switzerland.

(28) クローンベビー誕生阻止という目的のためには，2 (2) に述べた「抜けがけ」がありえることに鑑みれば，条約が実効的であるためのコンセンサスが不可欠である。そのため，両陣営とも，多数決により仮に自己の案を採択しても意味がないことについては共通理解があったようで，投票に付する手続きはなされなかった。ましてや（後述の米国内の状況は一旦おくと），ヒトクローニングも技術的にすでに可能である私企業・研究所・大学が多々存在するな米国という国が反対し，条約に不参加では，とうてい実効的とはいえない。（二月の段階でも，多くの代表団，ことにドイツ代表団のロビー他での談話も同趣旨であったし，九月も同様であった。）

(29) 総会が，アドホック委員会を再会できる点は，委員会の mandate と並んで規定されている：A/RES/56/93（注 4 のサイトよりリンク），順に para. 3 末尾，para. 6。注 4 のサイトの本文第二パラグラフの末尾と第三パラグラフに同趣旨の要約がある。

(30) 国連総会は A/57/49 (Vol. II), "Resolutions and Decisions adopted by the General Assembly during its fifty-seventh session," p. 44 にあるとおり，二〇〇二年一一月一九日の "Decision 57/512," "7. Decisions adopted on the reports of the Sixth Committee," para. (b) により，第六委員会の本アドホック委員会を，二〇〇三年九月二九日から一〇月三日まで開催，と決定している。

http://ods-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N03/328/45/PDF/N0332845.pdf?OpenElement

(31) さしあたり以下の報道記事を参照：Julia Preston, *U. S., Pushing for Broader Ban, Blocks U. N. Anti-Cloning Move*, N. Y. TIMES, Nov. 8, 2002, at A8; Maggie Farley, *U. S. Puts Off U. N. Ban on Cloning; Nation and 35 Others Find Proposal Favored by France and Germany Too Narrow*, LOS ANGELES TIMES, Nov. 8, 2002 at 3.

(32) さしあたり以下の報道記事を参照：Sheryl G. Stolberg, *Bush Makes Fervent Bid to Get Senate To Ban Cloning Research*, Apr. 11, 2002, N. Y. TIMES at A27; Stolberg, *supra* note 12.

(33) 二月に活発にロビイングを行った NGO が，National Right to Life Committee および International Right to Life Federation である。http://www.nrlc.org/参照。国内・国際分野に別れているが実体はひとつである。ワシントン DC 市ベースで，連邦議会ロビイスト色がうかがわれる。（拙稿「国連クローン人間禁止条約委員会での対立と条約成否の展望 ── 委員会を通して見た生命倫理問題の広がりと 21 世紀の課題」『ジュリスト』一二二五号（二〇〇二年六月一五日号）掲載の拙稿，六二一六三頁参照。）

(34) THE PRESIDENT'S COUNCIL ON BIOETHICS, HUMAN CLONING AND HUMAN DIGNITY: THE REPORT OF THE PRESIDENT'S COUNCIL ON BIOETHICS (2002) の主たる著者であり，同 Council の chair-

Hosei University Repository

man である Leon Kass 教授は，本文で次に言及するスタンフォード大学のこうした動きを強く批判した。次の記事を参照：Nicholas Wade, *Word War Breaks Out In Research On Stem Cells*, N. Y. TIMES, Dec. 21, 2002 at A16.

(35) Rick Weiss, *Stanford Says it Will Research Stem Cells*, BOSTON GLOBE, Dec. 11, 2002 at A2; *see also* Nicholas Wade, *New Stanford Institute Is to Study Controversial Stem Cell Manipulation*, N. Y. TIMES, Dec. 12, 2002 at A37.

(36) 脱稿時の，コスタリカの条約案の全文が見られるのが，国連文書 A/58/73, dated April 17, 2003, at:
http://ods-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N03/330/84/PDF/N0333084.pdf?OpenElement である。なお，コスタリカの最新条約案や独仏の立場の変化につき，前注 (4) (5) を参照。

(37) Jason A. Barritt, Carol A. Brenner, Henry E. Malter, and Jacques Cohen, "Mitochondria in human offspring derived from ooplasmic transplantation: Brief communication," Hum. Reprod. 2001 16: 513–516.

(38) Cf. BBC News, Friday, 4 May, 2001, 15: 26 GMT 16: 26 UK, "Genetically altered babies born," at:
http://news.bbc.co.uk/1/hi/sci/tech/1312708.stm

(39) この呼称も，前注 (7) の「クローンベビー」同様，両者の対比のための，本稿に一旦は限定して使用する便宜的なものである。本稿中の正確な定義は，「1　はじめに」本文の通りであるが，成人も含むことは言うまでもない。デザイナーチャイルドについて，一般的には次の文献を参照。*See* ROGER GOSDEN, DESIGNING BABIES: THE BRAVE NEW WORLD OF REPRODUCTIVE TECHNOLOGY 108–25 (1999).（和訳書　ロジャー・ゴスデン／堤理華訳『デザイナー・ベビー　生殖技術はどこまで行くのか』原書房，二〇〇二年［注は削除されている］の該当箇所も参照；同和訳書二八四頁の「訳者あとがき」に，原著題の冒頭語が "Designer" とあるのは誤り）；*see also* MARANTO, *supra* note 8, at 207–210, 271–274; McGEE, *supra* note 8, at 47–61, 115–139.

(40) *See, e. g.*, LEROY WALTERS & JULIE GAGE PALMER, THE ETHICS OF HUMAN GENE THERAPY, Chapters 3 & 4 (1997); Nelson A. Wivel & LeRoy Walters, *Germ-line Gene Modification and Disease Prevention: Some Medical and Ethical Perspectives*, 262 SCIENCE 533 (1993). 後注 45 も参照。

(41) PHILIP KITCHER, THE LIVES TO COME: THE GENETIC REVOLUTION AND HUMAN POSSIBILITIES 123–24 (1997) がその好例で，(a) は受け入れられるが，(b) は受け入れがたいとする。

(42) *See* McGEE, THE PERFECT BABY, *supra* note 8, at 115 ("[M]any critics of genetic research make reference to a slippery slope that begins with curing illnesses and ends in genetic modifications of appearance, intelligence, and character. It will be difficult to draw the line at negative engineering ...." *See* also David B. Resnik & Pamela J. Langer, *Human Germline Gene Therapy Reconsidered*, 12 HUMAN GENE THERAPY 1449, 1450 (2001); David M. Frankford, *The Treatment/Enhancement Distinction as an Armament in the Policy Wars*, *in* ENHANCING HUMAN TRAITS: ETHICAL AND SOCIAL IMPLICATIONS 71–73 (Erik Parens ed., 2000) [hereinafter ENHANCING HUMAN TRAITS]. 遺伝子操作による身体改善・能力向上の一般的議論については以下を参照：Kathy Davis, *The Rhetoric of Cosmetic Surgery: Luxury or Welfare?*, *in* ENHANCING HUMAN TRA-

Hosei University Repository

ITS 124-134; Eric T. Juengst, *What Does Enhancement Mean?, in* ENHANCING HUMAN TRAITS 29-45; Erik Parens, *Is Better Alaways Good? The Enhancement Project, in* ENHANCING HUMAN TRAITS 1-27. *See also* TED PETERS, PLAYING GOD? GENETIC DETERMINISM AND HUMAN FREEDOM (1997)（プロテスタント神学者による著；諸論点の例として "The Question of Germline Intervention," at 143-67, "Somatic vs. Germline; Therapy vs. Enhancement," at 144-48, および染色体上の遺伝子操作をめぐる賛否について at 148-149).

(43) こうした二分法が，いかに歴史や社会の状況に左右されるかについては，以下参照：George J. Annas, *The Man on the Moon, Immortality, and Other Millennial Myths: The Prospects and Perils of Human Genetic Engineering* 49 EMORY L. J. 753, 769 (2000).

(44) ここでは本来，身体形成・能力発言と並んで，人間行動を遺伝子と環境が相互に影響しつつ形成する過程の解明にも言及するべきであろう（前注 11 も参照)。これは行動遺伝学の分野で扱われており，現在までにすでに一定の成果を得ているが，まだ未知な部分も多い。さしあたり，Robert Plomin を初めとする代表的な行動遺伝学者による以下の文献を参照：ROBERT PLOMIN ET AL., BEHAVIORAL GENETICS (2001) (in particular, see chapter 5, "Nature, Nurture, and Behavior"; chapter 6, "Identifying Genes"; chapter 16, "Behavioral Genetics in the Twenty-First Century." Plomin のより早い時期の論考は：ROBERT PLOMIN et al. (eds.), NATURE, NURTURE & PSYCHOLOGY (1993, American Psychological Association, Washington DC), その中で "the nature and nurture" については at 3-51, 155-210, 307-391, 459-485 ("Summary" by Plomin), および ROBERT PLOMIN, NATURE AND NURTURE: AN INTRODUCTION TO HUMAN BEHAVIORAL GENETIC (1990, Brooks / Cole Publishing Company, Pacific Grove, California), その中で chapter 2 "How Do genes Influence Behavior?" at 11-25, および chapter 5 "How are nurture and nature important?" at 115-144 discuss "the nature and nurture." なお，行動遺伝学の発展については以下も参照：MARANTO, *supra* note 8, at 274-75（行動遺伝学者 Hans Eysenck による，行動遺伝学への一九七八年の言及について，著者 Maranto が簡単に述べている。)

(45) 論者のの中には〈身体形成や能力発現には，遺伝子は僅かな役割しか果たしていないため，デザイナーチャイルドはさしたる向上をもたらすまい〉と主張するものもいる：例として，以下を参照：Jon W. Gordon, *Genetic Enhancement in Humans*, 283 SCIENCE 2023 (1999); RUTH HUBBARD & ELIJAH WALD, EXPLODING THE GENE MYTH: HOW GENETIC INFORMATION IS PRODUCED AND MANIPULATED BY SCIENTISTS, PHYSICIANS, EMPLOYERS, INSURANCE COMPANIES, EDUCATORS, AND LAW ENFORCERS (1999).［後者は邦訳書もある：ルース・ハッバードほか著／佐藤雅彦訳『遺伝子万能神話をぶっとばせ』東京書籍，二〇〇〇年。］

(46) *See* JOHN A. ROBERTSON, CHILDREN OF CHOICE: FREEDOM AND THE NEW REPRODUCTIVE TECHNOLOGIES 149-67 (1994); *see* also WALTERS & PALMER, *supra* note 40, at 100.

(47) *See* SILVER, *supra* note 8, at 233-80, for two chapters on "virtual child" and "the designer child."［注 8 の邦訳書の該当章も参照］

(48) 一般的に，次の著書が参考になる：ENGINEERING THE HUMAN GERMLINE: AN EXPLORATION OF THE SCIENCE AND ETHICS OF ALTERING THE GENES WE PASS TO OUR CHILDREN (Gregory Stock & John H. Campbell eds., 2000). 特に Stock & Campbell, *A Vision for Practical Human Germline Engineering*, at 9-16. 他にも，関連する著者とその著述部分は：Ruth Hubbard, *Germ-*

Hosei University Repository

line Manipulation, at 109-11; Glenn McGee, *Parental Choices*, at 99-101.

(49) 邦訳書にも，アーサー・カプラン（久保　儀明他訳）『生命の尊厳とはなにか――医療の奇跡と生命倫理をめぐる論争』（青土社，一九九九年）があり，ヒトクローニングについては，やや旧いが，四五―四九頁（原著では ARTHUR CAPLAN, DUE CONSIDERATION : CONTROVERSY IN THE AGE OF MEDICAL MIRACLES (1998), at 33-37.)。近時の彼の考えは，二〇〇一年八月七日の CNN インタビュー，
http://www.cnn.com/2001/COMMUNITY/08/07/caplan.cnna/の末尾。略歴・著作は，
http://www.med.upenn.edu/bioethic/faculty/caplan.htm.

(50) Kristen Philipkoski, "Designer Baby or Problem Child?" Feb. 28, 2002, Wired News: http://www.wired.com/news/technology/0,1282,50726,00.html.「クローン人間以上に切迫した『デザイナーベビー』の問題」の題で全文和訳が http://www.hotwired.co.jp/news/news/20020304302.html にある。なお，この記事中の彼の発言内容については，ほぼ正確に紹介されている旨を，筆者（和田）はカプラン教授に二〇〇三年二月に会った際に，直接確認してある。

(51) Center for Genetics and Society (CGS) および Global Lawyers and Physicians (GLP) である。順に，http://www.genetics-and-society.org/および http://www.glphr.org/が彼らの website。この二 NGO は，まず二〇〇一年九月に，Harvard Law School, Ethics, Law and Biotechnology Society とも共催し "Beyond Cloning" のテーマで，ヒトクローン・デザイナーチャイルドの問題を扱う学会を開催し，筆者も参加，日本の状況を報告した。http://www.bumc.bu.edu/www/sph/lw/website/index.htm 参照。（同頁からたどれる "Faculty" で，次の二月の際の発言者の所属などもわかる。）次に，二〇〇二年二月のアドホック委員会でのプレゼンテーションでは，CGS・GLP を代表して Richard Hayes, George Annas 教授が，続いて Lori Andrews 教授（後二者は Caplan と並び著名な医事法・生命倫理学者），フランス出身の Evelyne Shuster 教授（哲学），ペルー出身の Rosario Isasi 弁護士が見解を述べた。なお，在外研究機関の教授である Annas から乞われ，筆者も日本のヒトクローン・デザイナーチャイルドをめぐる法的状況につき，報告した。この二 NGO のグループは，同年九月の本委員会開催時にも，Troy Duster 教授（人種差別問題の分野での著名な社会学者），カナダの Patricia A. Baird 教授（医学）等をスピーカーとして招待して，Hayes 氏，Annas 教授とともにアピールのプレゼンテーションを行った。以上につき：
http://www.genetics-and-society.org/about/history.html や；
http://www.genetics-and-society.org/newsletter/archive/24.html を参照。

(52) *See* STOCK ET AL (EDS.), *supra* note 48, 同書中の例として：Erik Parens, "Justice and the Germline" at 122-4, Paul R. Billings, "Germline Culture――the Genetics of Hubris" at 127-30, Rabbi Barry Freundel, "Gene Modification Thechnology"（ユダヤ教の立場からの見解）at 119-121.

(53) *See, e. g.*, LEON R. KASS, LIFE, LIBERTY AND THE DEFENSE OF DIGNITY (Encounter Books, San Francisco 2002) ; JEREMY RIFKIN, THE BIOTECH CENTURY : HARNESSING THE GENE AND REMAKING THE WORLD (Jeremy P. Tarcher / Putnam, New York 1998) ; MICHAEL J. REISS & ROGER STRAUGHAN, IMPROVING NATURE? THE SCIENCE AND ETHICS OF GENETIC ENGINEERING (Cambridge Univ. Press, Cambridge 1996).

Hosei University Repository

(54) *See* PHILIP KITCHER, THE LIVES TO COME: THE GENETIC REVOLUTION AND HUMAN POSSIBILITIES 221-238 (Touchstone, New York 1997).

(55) Tim Radford, *Deaf to the Warning: Society and Science are Not Ready: Process Moves a Step Closer Despite the Repeated Impassioned Warnings by Creators of Dolly the Sheep*, THE GUARDIAN (LONDON), Aug. 8, 2001, Home Pages, at 3.

(56) KITCHER, *supra* note 41, at 122 ("[O]ur present crude methods . . . involve such large risks of unforeseen damage . . . [regarding] germline interventions . . . ."

(57) *See* CENTER FOR GENETICS AND SOCIETY, *Bulletin #2 May 9, 2001, Researchers Claim to Create Genetically Modified Children, available at* http://www.genetics-and-society.org/newsletter/archive/b02.html.

(58) *See* Paul R. Billings et al., *Human Germline Gene Modification: A Dissent, 353* LANCET 1873, 1873 (1999); Emily Marden & Dorothy Nelkin, *Displaced Agendas: Current Regulatory Strategies for Germline Gene Therapy*, 45 MCGILL L. J. 461, 470 (2000) (citing D. Gianelli, *Fetal Gene Therapy Plan Stirs Fears Over Long-Term Safety*, AMERICAN MED. NEWS, Oct. 19, 1998).

(59) *See* BURLEY, *supra* note 8, at 101-32. *See also* MARANTO, supra note 8, at 34-35 (stating that "eugenics is inherent in reproductive medicine," as well as discussing the similarity between "preimplantation genetic screening" and "germ-line gene therapy").

(60) *See* Annas, *supra* note 43, at 766. *See also* JEREMY RIFKIN, *supra* note 53, at 116-47.

(61) *See* RIFKIN, *supra* note 53, at 116-47.

(62) *See* SILVER, *supra* note 8, at 278; *see also* John A. Robertson, *Genetic Selection Of Offspring Characteristics* 76 BOSTON U. L. REV. 421, 432-34 (1996).

(63) *See* MAXWELL J. MEHLMAN & JEFFREY R. BOTKIN, ACCESS TO THE GENOME: THE CHALLENGE TO EQUALITY 49-51 (1998) (discussing germline engineering, contending that "society, therefore, would be divided into those who had access to gene therapy and those who did not."). *See also* Annas, *supra* note 43, at 771. Michael H. Shapiro, *The Impact of Genetic Enhancement on Equality*, 34 WAKE FOREST L. REV. 561 (1999).

(64) *See* LEE M. SILVER, *supra* note 8, at 264.

(65) *See* ROBERTSON, *supra* note 46 ("Germline and Gene Pool effects" についての議論が at 162-63; "slippery slope concerns" つまり，一旦始めてしまうと，停まらなくなる危険性についての議論が at 163-64).

(66) *See* JEREMY RIFKIN, *supra* note 53, at 107-15.

(67) *See* JOINT CENTER FOR SICKLE CELL AND THALASSEMIC DISORDERS, *How Does Sickle Cell Cause Disease? at* http://sickle.bwh.harvard.edu/scd_background.html（最後にアップデートされたのは Apr. 11, 2002).

(68) James D. Watson（いうまでもなく，DNA の二重らせん構造の発見者の一人）は，遺伝子のプールという表現は使わずとも，「ヒトゲノム」について，なにかの神聖さ（sanctity）がある，と言う考え方には強く反対している；*see* STOCK ET AL (EDS.), *supra* note 48, at 85: "I just can't indicate how silly I think it [the sanctity of the human genome] is. I mean, sure, we have

Hosei University Repository

great respect for the human species . . . [b]ut evolution can be just damn cruel, and to say that we've got a perfect genome and there's some sanctity to it . . . [is] utter silliness."

(69)　また，賛成派は，遺伝子のプールが静的なものだという議論は，非科学的だと反論する。すなわち，〈遺伝子に直接は触れずとも，死と病気に対する戦いという人為的操作は，常に遺伝子プールに影響を与えている〉わけだとする。*See* STOCK, *supra* note 14, at 131-32, ここで彼は，糖尿病の例をあげて曰く："We affect the gene pool every time we save a diabetic who would otherwise die before reproducing . . . . [H]umanity as a whole should oversee these choices as well? Such invocations of the sanctity of our gene pool are not scientific but religious arguments." Lloyd Cohen も "gene pool" の危険性は "illusory" だとして，コスト以外の諸々の理由を挙げる："So, in conclusion, I can see neither the prospect nor the virtue in multi-jurisdictional regulation of germline engineering." *See* Lloyd Cohen, *Multi-Jurisdiction Regulation of Germline Intervention — a Policy with Neither Virtue Nor Prospect of Success, in* STOCK ET AL (EDS.), *supra* note 48, at 143-44.

(70)　James D. Watson の反対論がある：*See* STOCK ET AL (EDS.), *supra* note 48, at 87.

(71)　*See* STOCK ET AL (EDS.), *supra* note 48, including: *Regulation and Jurisdiction*, at 139-44; *see also* Lloyd Cohen, *Multi-Jurisdiction Regulation of Germline Intervention — a Policy with Neither Virtue Nor Prospect of Success* at 143-44; Darryl Macer, *Universal Bioethics for the Human Germline*, at 139-41 (mentioning UNESCO at 140). なお，国際規制について，注4の決議案 A/C. 6/58L. 2 の para4. はデザイナーチャイルド禁止とも読みとれるものの，コンセンサスがない限り，この決議案も二年間は投票に付されることもない（本稿本文1第二パラグラフ参照）。

(72)　*See* also NATIONAL BIOETHICS ADVISORY COMMISSION, CLONING HUMAN BEINGS. VOLUME I: REPORT AND RECOMMENDATIONS OF THE NATIONAL BIOETHICS ADVISORY COMMISSION, 97 (1997).

以上。

Select Bibliography

日本語の参考文献は，本項の後の【本稿の由来と，注・参考文献の全般的補足】にも述べた通り，『ジュリスト』一二二五号（二〇〇二年六月一五日号）掲載拙稿中，六四頁に，該当文献の頁番号も加えて詳しく付したので，参照されたい。

従って，以下の参考文献は，紙幅の制約もあり，日本ではややアクセスしづらいかと思われる英文のものに限定し，以下の四カテゴリーに分けて掲載させていただいた。（和訳書の紹介も例示的であり，網羅的ではない。）著者のラストネームをアルファベット順に並べている。

A1. On Cloning: Articles

A2. On Cloning: Books

B1. On Designer Children: Articles

B2. On Designer Children: Books

Hosei University Repository

A1. On Cloning: Articles

Lori B. Andrews, Is There a Right to Clone? Constitutional Challenges to Bans on Human Cloning, 11 HARV. J. L. & TECH. 643 (1998).

George J. Annas, Human Cloning: A Choice Or An Echo?, 23 DAYTON L. REV. 247 (1998).

George J. Annas, Lori B. Andrews & Rosario M. Isasi, Protecting the Endangered Human: Toward an International Treaty Prohibiting Cloning and Inheritable Alterations, 28 AMERICAN J. L. & MED. 151 (2002).

George Annas, Why We Should Ban Human Cloning, 339 NEW ENG. J. MED. 122 (1998).

Barry Brown, Human Cloning and Genetic Engineering: The Case for Proceeding Cautiously 65 ALBANY L. REV. 649 (2002).

Leon R. Kass, Religious, Philosophical, and Ethical Perspectives on Cloning: The Wisdom of Repugnance: Why We Should Ban the Cloning of Humans, 32 VAL. U. L. REV. 679 (1998).

Jerome P. Kassirer & Nadia A. Rosenthal, Should Human Cloning Research Be Off Limits?, 338 NEW ENG. J. MED. 905 (1998).

Paul Lesko & Kevin Buckley, Attack of the Clones . . . and the Issues of Clones, 3 COLUMBIA SCI. & TECH. L. REV. 3 (2002).

Robert C. L. Moffat, Legal Perspectives on Cloning: Cloning Freedom: Criminalization or Empowerment in Reproductive Policy?, 32 VAL. U. L. REV. 583 (1998).

John A. Robertson, Liberty, Identity, and Human Cloning, 76 TEX. L. REV. 1371 (1998).

John A. Robertson, Human Cloning and the Challenge of Regulation, 339 NEW ENG. J. MED. 119 (1998).

John A. Robertson, Two Models of Human Cloning, 27 HOFSTRA L. REV. 609 (1999).

Robert A. Weinberg, Of Clones and Clowns, ATLANTIC MONTHLY, June 2002, available at http://www.theatlantic.com/issues/2002/06/weinberg.htm.

Susan M. Wolf, Ban Cloning? Why NBAC is Wrong, 27 HASTINGS CENTER REP. 12 (1997).

A2. On Cloning: Books

LORI B. ANDREWS, THE CLONE AGE: ADVENTURES IN THE NEW WORLD OF REPRODUCTIVE MEDICINE (Owl Books, New York 2000).

MICHAEL C. BRANNIGAN, ETHICAL ISSUES IN HUMAN CLONING: CROSS-DISCIPLINARY PERSPECTIVES (Seven Bridges Press, New York 2001).

Arthur Caplan, Due Consideration (John Wiley & Sons, 1997).

RONALD COLE-TURNER, BEYOND CLONING: RELIGION AND THE REMAKING OF HUMANITY (Trinity Press, Harrisburg, P. A. 2001).

SUZANNE HOLLAND ET AL., THE HUMAN EMBRYONIC STEM CELL DEBATE (MIT Press, Cambridge, M. A. 2001).

LEON R. KASS & JAMES Q. WILSON, THE ETHICS OF HUMAN CLONING (AEI Press, Wash., D. C. 1998).

Hosei University Repository

ARLENE J. KLOTZKO, ED., THE CLONING SOURCEBOOK (Oxford Univ. Press, New York 2001).

GLENN MCGEE, ED. THE HUMAN CLONIG DEBATE (3rd edition ; Berkeley Hills, Berkeley C. A. 2002).

NATIONAL BIOETHICS ADVISORY COMMISSION, CLONING HUMAN BEINGS. VOLUME I: REPORT AND RECOMMENDATIONS OF THE NATIONAL BIOETHICS ADVISORY COMMISSION (1997).

MARTHA NUSSBAUM & CASS SUNSTEIN, EDS., CLONES AND CLONES: FACTS AND FANTASIES ABOUT HUMAN CLONING (W. W. Norton, New York 1998).

THE PRESIDENT'S COUNCIL ON BIOETHICS, HUMAN CLONING AND HUMAN DIGNITY: THE REPORT OF THE PRESIDENT'S COUNCIL ON BIOETHICS (Public Affairs, New York 2002)

IAN WILMUT ET AL, THE SECOND CREATION: DOLLY AND THE AGE OF BIOLOGICAL CONTROL (Harvard Univ. Press, Harvard, M. A. 2001).

B1. On Designer Children: Articles

Nicholas Agar, Designing Babies: Morally Permissible Ways to Modify the Human Genome, 9 BIOETHICS 1 (1995).

W. French Anderson, Human Gene Therapy: Scientific and Ethical Considerations, 10 J. MED. & PHILOSOPHY 275 (1985).

W. French Anderson, Genetic Engineering and Our Humanness, 5 HUMAN GENE THERAPY 755 (1994).

Judith Andre et al., On Being Genetically "Irresponsible," 10 KENNEDY INST. OF ETHICS J. 129 (2000).

George J. Annas, The Man on the Moon, Immortality, and Other Millennial Myths: The Prospects and Perils of Human Genetic Engineering, 49 EMORY L. J. 753 (2000).

Roberta M. Berry, Genetic Enhancement in the Twenty-first Century: Three Problems in Legal Imagining, 34 WAKE FOREST L. REV. 715 (1999).

Ralph Brave, Governing the Genome: Which Genetic Modifications Should Be Encouraged and Which Outlawed? Deep Divisions Exist Even Among Ethical Scientists and Informed Activists, THE NATION, Dec 10, 2001 at 18.

William Gardner, Can Human Genetic Enhancement Be Prohibited?, 20 J. MED. & PHILOSOPHY 65 (1995).

Jon W. Gordon, Genetic Enhancement in Humans, 283 SCIENCE 2023 (1999).

Mark Hall, Genetic Enhancement, Distributive Justice, and the Goals of Medicine, 39 SAN DIEGO L. REV. 669 (2002).

Peter H. Huang, Herd Behavior in Designer Genes, 34 WAKE FOREST L. REV. 639 (1999).

Owen D. Jones, Reproductive Autonomy and Evolutionary Biology: A Regulatory Framework for Trait-Selection Technologies, 19 AMERICAN J. L. & MED. 187 (1993).

Maxwell J. Mehlman, How Will We Regulate Genetic Enhancement?, 34 WAKE FOREST L. REV. 671 (1999).

Maxwell J. Mehlman, The Law of Above Averages: Leveling the New Genetic Enhancement

Hosei University Repository

Playing Field, 85 IOWA L. REV. 517 (2000).

A. D. Moore, Owning Genetic Information and Gene Enhancement Techniques: Why Privacy and Property Rights May Undermine Social Control of the Human Genome, 14 BIOETHICS 97 (2000).

Arti K. Rai, Genetic Interventions : (Yet) Another Challenge to Allocating Health Care, 39 SAN DIEGO L. REV. 657 (2002).

David B. Resnik & Pamela J. Langer, Human Germline Gene Therapy Reconsidered, 12 HUMAN GENE THERAPY 1449 (2001).

John A. Robertson, Genetic Selection of Offspring Characteristics, 76 BOSTON UNIV. L. REV. 421 (1996).

Jackie Leach Scully & Christoph Rehmann-Sutter, When Norms Normalize: The Case of Genetic"Enhancement," 12 HUMAN GENE THERAPY 87 (2001).

Michael H. Shapiro, Does Technological Enhancement of Human Traits Threaten Human Equality and Democracy?, 39 SAN DIEGO LAW REV. 769 (2002).

Nelson A. Wivel & LeRoy Walters, Germ-line Gene Modification and Disease Prevention : Some Medical and Ethical Perspectives, 262 SCIENCE 533 (1993).

B2. On Designer Children: Books

SUSAN ALDRIDGE, THE THREAD OF LIFE: THE STORY OF GENES AND GENETIC ENGINEERING (Cambridge Univ. Press, Cambridge, U.K. 2000).

LORI B. ANDREWS, FUTURE PERFECT : CONFRONTING DECISIONS ABOUT GENETICS (Columbia Univ. Press, New York 2001).

PATRICK BATESON & PAUL MARTN, DESIGN FOR LIFE : HOW BIOLOGY AND PSYCHOLOGY SHAPE HUMAN BEHAVIOR (Touchstone, New York 2000).

JUSTINE BURLEY ED., THE GENETIC REVOLUTION AND HUMAN RIGHTS (Oxford Univ. Press, Oxford 1999).

FRANCIS FUKUYAMA, OUR POSTHUMAN FUTURE (Farrar Straus & Giroux, New York 2002).

ROGER GOSDEN, DESIGNING BABIES: THE BRAVE NEW WORLD OF REPRODUCTIVE TECHNOLOGY (W. H. FREEMAN, New York 1999). (和訳　ロジャー・ゴスデン／堤理華訳『デザイナー・ベビー　生殖技術はどこまで行くのか』原書房，二〇〇二年［注は削除されている］，但し注 (39) 参照)

LEON R. KASS, LIFE, LIBERTY AND THE DEFENSE OF DIGNITY (Encounter Books, San Francisco 2002).

PHILIP KITCHER, THE LIVES TO COME: THE GENETIC REVOLUTION AND HUMAN POSSIBILITIES (Touchstone, New York 1997).

JEFF LYON & PETER GORNER, ALTERED FATES : GENE THERAPY AND THE RETOOLING OF HUMAN LIFE (W. W. Norton, New York 1996).

GINA MARANTO, QUEST FOR PERFECTION : THE DRIVE TO BREED BETTER HUMAN BEINGS, (iUniverse. com 2000).

GLENN MCGEE, THE PERFECT BABY : PARENTHOOD IN THE NEW WORLD OF CLONING AND GENETICS

Hosei University Repository

(Rowan & Littlefield, Lanham M.D. 2000, 2nd edition).

GLENN MCGEE ED., PRAGMATIC BIOETHICS (Vanderbilt Univ. Press, Nashville, T. N. 1999).

GLENN E. MCGEE, PRAGMATISM AND HUMAN GENETIC ENGINEERING (Dissertation. com 1998).

MAXWELL J. MEHLMAN & JEFFREY R. BOTKIN, ACCESS TO THE GENOME: THE CHALLENGE TO EQUALITY (Georgetown Univ. Press, Wash. D. C. 1998).

ERIK PARENS ED., ENHANCING HUMAN TRAITS: ETHICAL AND SOCIAL IMPLICATIONS (Wash. D. C. 2000).

Ted Peters, Playing God? Genetic Determinism and Human Freedom (Routledge, New York 1997).

JEREMY RIFKIN, THE BIOTECH CENTURY: HARNESSING THE GENE AND REMAKING THE WORLD (Jeremy P. Tarcher/Putnam, New York 1998).

MICHAEL J. REISS & ROGER STRAUGHAN, IMPROVING NATURE? THE SCIENCE AND ETHICS OF GENETIC ENGINEERING (Cambridge Univ. Press, Cambridge 1996).

JOHN A. ROBERTSON, CHILDREN OF CHOICE: FREEDOM AND THE NEW REPRODUCTIVE TECHNOLOGIES (Princeton Univ. Press, Princeton, N. J. 1994).

LEE M. SILVER, REMAKING EDEN: HOW GENETIC ENGINEERING AND CLONING WILL TRANSFORM THE AMERICAN FAMILY (Avon, New York 1998).

GREGORY STOCK, REDESIGNING HUMANS: OUR INEVITABLE GENETIC FUTURE (Houghton Mifflin, Boston 2002).

Gregory Stock & John H. Campbell eds., Engineering the Human Germline: An Exploration of the Science and Ethics of Altering the Genes We Pass to Our Children (Oxford Univ. Press, New York 2000).

LEROY WALTERS & JULIE GAGE PALMER, THE ETHICS OF HUMAN GENE THERAPY (Oxford Press, New York 1997).

以上。

「テルミィ」――ソレデが今まできいたことのないような静かな落ち着いた声で，テルミィという女の子にいった。

「真実が，確実な一つのものでないということは，真実の価値を少しも損ないはしない。もし，真実が一つしかないとしたら，この世界が，こんなに変容することもないだろう。変容するこの世界の中で，わしらはただわしらの仕事をもくもくと続けるだけじゃ。それがわしらの『職』なのだから。変容する世界に文句をつけるより，その世界で生きることをわしらは選ぶよ。」　――梨木香歩『裏庭』より

【本稿の由来と，注・参考文献の全般的補足】

●本稿は，『世界』誌2003年3月号（岩波書店；同年2月8日刊行），128-137頁に掲載された

Hosei University Repository

拙稿「クローンベビーとデザイナーチャイルド：二一世紀の国際社会への挑戦」の本文に加筆修正を行った上で，新たに詳しい注・参考文献を掲載するものである。これらの詳細な注・参考文献は，「世界」誌同号，137頁の【注・参考文献】の稿に予告した通り，本稿と一体として読んでいただけるよう，2003年3月6日以後，次のウェブサイトに掲載していたもの：http://www.i.hosei.ac.jp/~mwada/Sekai/2003March.htm に加筆修正し，若干のアップデートもした。拙稿の本文・注・参考文献を，紀要論文という媒体によっても一括してお読みいただけるように，本拙稿によって統一し，読者の用に供する次第である。

●なお，本稿とほぼ同趣旨を，英文で述べた論文が，脱稿済み：Mikihiko Wada, "Japan Banned Reproductive Human Cloning: What About Designer Children?——Studying the Possibility of International Agreements for the Control of Cloning Babies and Human Germline Manipulation," (in press), presented and distributed at The Fulbright Brainstorms 2003: "Bioethics: Frontiers and New Challenges," Lisbon, Portugal, Saturday, February 8th, 2003 (Session 5: Human Cloning/Stem Cell Utilization) である。この英文拙論は，Arthur Caplan 教授（University of Pennsylvania）の keynote address 共々，*Bioethics: Frontiers and New Challenges* の題名で，一巻にまとめて2003年～2004年をめどに刊行される予定である。現時点での英文拙稿全文（最終刊行予定版とは若干異なる）は，注・参考文献共々，以下のサイトに主催者により掲載されている：http://www.ccla.pt/brainstorms/pdf/013.pdf

●本文につき，加筆修正をしたとはいえ，再録をご快諾頂いた岩波書店『世界』編集部に感謝したい。また，同編集部，清宮美稚子氏から，『世界』掲載の拙稿の初期原稿について賜った貴重なご指摘にも御礼申しあげたい。

●以上の注は，拙稿「国連クローン人間禁止条約委員会での対立と条約成否の展望——委員会を通して見た生命倫理問題の広がりと21世紀の課題」『ジュリスト』一二二五号（二〇〇二年六月一五日号），五八一六五頁掲載の注と，内容上・体裁上，一部重複する。

●また，和文文献への言及はまだ不十分であるが，同前『ジュリスト』掲載拙稿の末尾六四頁に，該当和文文献の頁番号も加えて詳しく付したので，参照されたい。ただ，同誌同号刊行の2002年6月以後の主要な業績への言及・参照漏れがあることも意識している。諸賢のご教示を乞う次第である。

●英文文献に関する注も，まだ未整理の部分が多い上に，引用方法上，また参考文献一覧表作成上，やや読みづらい点があることをご海容頂きたい。従って，以上の諸注・参考文献表は，まだ完全なものではなく，今後さらに，web上で補足・更新する可能性があることを付言しておく。該当がある場合の website は：http://www.i.hosei.ac.jp/~mwada/Shirin/2003Clone.htm を予定しているので，ご覧頂きたい。

●2002年2月の国連アドホック委員会については，上記『ジュリスト』掲載の拙稿，および同誌同号中の，菱山豊「国連クローン人間禁止条約を巡る動向について」52-57頁を参照。

●クローンベビー・デザイナーチャイルドの問題の全体像や，生命倫理上および法的問題についての議論に関しては，同前拙稿中の注全般と，64-65頁の和文・英文の詳細な参考文献リストを

Hosei University Repository

参照。

●国連のアドホック委員会の傍聴を勧めてくださったGeorge Annas教授，議事傍聴にあたって配慮いただいたドイツ国連代表部（在ニューヨーク），貴重なアドバイスを頂いた日本の代表団の菱山豊氏（現 政策研究大学院大学教授）に感謝する。

●文献の調査に協力いただいたMs. Andrea Ferrari（M. P. H.）とMr. Jennings Aske（J. D.）に，そして和田が二〇〇一～〇三年に主催した「ボストン 法と遺伝学グループ（Boston "Law and Genetics" Group; BLGG）」のメンバーから受けた文献の教示と知的刺激に，感謝する。

●本稿の研究は，国際交流基金・フルブライト委員会・慶應大学グローバルセキュリティリサーチセンターから助成を受け，かつ法政大学現代法研究所のプロジェクト「法と遺伝学」研究の一環でもある。

●なお，本稿中，数字表記が漢数字と算用数字が混在している。所期の目的はあるものの，不統一を読者にお詫びする。

●本稿は，二〇〇三年九月二九日脱稿，一一月七日校了したため，その後の国連の動きなどはフォローしていない。必要により，上記のwebsite（2003Clone.htm）で補足するか，別稿を期したい。